平成２４年（フ）第９４８号
広島市南区宇品海岸３丁目８番37―202号
破産者　津森　　勝
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５９号
広島県安芸郡坂町坂西３丁目４番７―10号
破産者　中西　稔子（旧姓片上）
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２号
広島県福山市千田町２丁目26番１号　表101、開始決定時の住所広島県福山市加茂町字粟根606番地１
破産者　花房　正文
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１９号
山口県宇部市相生町６番41号
破産者　深野　宣彦
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１２１号
山口県宇部市厚南北３丁目23番２号
破産者　中川　　泉
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１２５号
山口県宇部市大字妻崎開作246番地６
破産者　青木　保枝
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６６号
香川県東かがわ市白鳥742番地１　レジデンスオリーブＤ棟205号室
破産者　明神　雅典
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１９７号
香川県高松市牟礼町牟礼2541番地40
破産者　中島　朋美（旧姓井上）
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２５２号
香川県高松市藤塚町１丁目６番８―404号第２松熊ビル505
破産者　飯原　正敏
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５７４号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地９番401号
破産者　八田　陽介
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５９５号
北九州市八幡西区則松５丁目17番６―102号
破産者　古畑　和也
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１１号
北九州市八幡東区西本町２丁目８番20―202号
破産者　安部美代子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２８号
北九州市小倉南区南若園町８番８―104号
破産者　村田　　務
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４３号
北九州市小倉北区下到津４丁目11番29号、住民票上の住所福岡市東区貝塚団地４番1014号
破産者　疋田　若菜（旧姓川越）
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４６号
北九州市小倉南区高野３丁目９番３号Ａ棟102
破産者　口石　研司
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５１号
北九州市戸畑区境川１丁目７番28号武谷ハイツ202
破産者　眞鍋ミドリ
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５９号
北九州市小倉南区東貫２丁目15番５号
破産者　是永　香代（旧姓正田）
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４０号
熊本県天草市牛深町2369番地１
破産者　松下美代子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第４１号
熊本県上天草市松島町合津6776番地
破産者　須﨑　賢二
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２５号
大分県佐伯市8991番地７
破産者　木下　順子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2425番地６
破産者　後藤　優典
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目27番13号ことぶき荘201号
破産者　野口　建造
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８６号
鹿児島県霧島市隼人町住吉950番地１　グランドメゾン住吉Ｃ棟302号
破産者　穴井　　建
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目８番８号ガーデンヒルズ広瀬Ｃ棟105号
破産者　米永　慎一
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社関西文化学術研究都市事業本部公告第１号

相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成25年３月24日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 12 月 20 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
関西文化学術研究都市事業本部
本部長　尾畑　和雄

記

1　縦覧開始の日　平成25年１月14日（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時15分から午後５時40分まで
3　縦覧場所　京都府木津川市相楽台一丁目５番地　独立行政法人都市再生機構西日本支社　関西文化学術研究都市事業本部